

令和6年6月市議会 総務委員会資料

第56号議案 令和6年度 長崎市一般会計補正予算(第1号)

< 目 次 >

【2款 総務費 1項 総務管理費 5目 会計管理費】

1 会計管理費事務費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2～5

(参考資料1)総務省からの公金収納等事務に要する
経費の取扱い等に関する通知・・・・・・・・・・・・・・・・ P6～7

(参考資料2)全国銀行資金決済ネットワークの銀行間
手数料の見直しに関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・ P8～9

出 納 室
令 和 6 年 6 月

| 予 算 説 明 書 | | | | | 事 業 名 | 補正額 |
|-----------|----------|------------|------------|-----|----------|--------------|
| ページ | 款 | 項 | 目 | 番号 | | |
| 18～19 | 2 総務費 | 1 総務管理費 | 5 会計管理費 | 1-1 | 会計管理費事務費 | 千円 33,482 |

1 概 要

地方公共団体と指定金融機関との経費負担については、総務省において、公金収納等事務の適正な経費負担となるような見直しを行うよう、令和4年3月に各地方公共団体に対し、通知が行われたところである。(参考資料1参照)

また、銀行間の振込において、送金元の銀行が送金先の銀行に対して支払う銀行間手数料について、全国的に「内国為替制度運営費(※)」へ移行し、コストを適切に反映した単価62円/件(税抜)に統一されるとともに、これまで無料であった公金の支出に係る振込(給与・賞与の振込は除く)についても令和6年10月から当該単価が適用され、送金元の銀行の負担が新たに発生することとなる。(参考資料2参照)

このような中、長崎県下の全自治体の指定金融機関である(株)十八親和銀行から、これまでは原則無料としていた公金の支出に係る振込(給与・賞与の振込は除く)について、令和6年10月以降、内国為替制度運営費を含む経費を負担してほしい旨の要望があったことから、単価についての妥当性を検討したうえで、県下全自治体で統一した手数料を負担しようとするもの。

※ 内国為替制度運営費・・・銀行間の振込において、送金元銀行が送金先銀行に対して全国統一単価で支払うこととされている費用。従来、「銀行間手数料」として1件3万円未満の振込は117円、3万円以上は162円、公金は無料とされていたが、コストが不明なまま長年同一額となっていたことが問題視され、令和2年7月の成長戦略実行計画の閣議決定を受け、(一社)全国銀行資金決済ネットワーク(全銀ネット)が定める「内国為替制度運営費」へ移行し、一律62円へ引き下げられ、公金の振込についても令和6年10月から当該運営費の対象となる。

【62円の積算の内訳(①+②)】

- ① 全銀ネット加盟銀行のシステム費・人件費・運営費等の送金先対応コストの平均値 50円
- ② 広く一般企業における利益相当分として算定した額 12円

2 事業内容

(1) 1件当たりの振込手数料単価(給与・賞与は対象外)

(税抜)

| 区 分 | | 振 込 先 | | |
|---------------|-------|------------------------|------------------------------|----------|
| | | 自店(十八親和銀行 長崎市役所支店)宛 | ふくおかフィナンシャルグループ (FFG)内宛 ※ | 左記以外の他行宛 |
| データ伝送による振込 | | 無料 | (ア) 50円 | (イ) 112円 |
| 窓口における帳票による振込 | 3万円未満 | (ウ) 300円 | (ウ) 300円 | (エ) 550円 |
| | 3万円以上 | (オ) 500円 | (オ) 500円 | (カ) 700円 |

※ ふくおかフィナンシャルグループ(FFG)・・・十八親和銀行、福岡銀行、熊本銀行、福岡中央銀行、みんなの銀行

(2) データ伝送による振込に係る単価について

ふくおかフィナンシャルグループ(FFG)内の各金融機関宛の単価が50円となっているが、これは、全国的な統一単価である内国為替制度運営費における平均的なコスト50円(利益部分の12円は加算しない)と比較して、妥当であると思料される。

また、他行宛の単価が112円となっているが、上記50円に、振込先金融機関に対して一律に支払われる内国為替制度運営費62円を加えたものであり、妥当であると思料される。

(3) 窓口における帳票による振込に係る単価について

時間的にデータ伝送による振込期限までに間に合わない場合など限定的に用いる振込方法であるが、さらなるデジタル化を推進する意味合いも含めて、十八親和銀行の規定料金(民間取引における手数料)と同一単価となっている。

(4) 積算根拠(件数は令和4年度実績に基づく見込み件数)

- (ア) 50円 × 763,022件 = 38,151,100円
- (イ) 112円 × 185,768件 = 20,806,016円
- (ウ) 300円 × 1,210件 = 363,000円
- (エ) 550円 × 340件 = 187,000円
- (オ) 500円 × 1,978件 = 989,000円
- (カ) 700円 × 541件 = 378,700円

(ア)～(カ)の合計 × 1/2(半年分) × 1.1 ≒ 33,482千円

(参考1)民間取引における十八親和銀行の規定料金

(税抜)

| 区 分 | | 振 込 先 | | |
|---------------------|-------|-------|-------|------|
| | | 自店宛 | FFG内宛 | 他行宛 |
| EBサービス(データ伝送)による振込 | 3万円未満 | 無料 | 100円 | 300円 |
| | 3万円以上 | 無料 | 300円 | 500円 |
| 法人インターネットバンキングによる振込 | 3万円未満 | 無料 | 50円 | 400円 |
| | 3万円以上 | 無料 | 100円 | 600円 |
| 窓口における帳票による振込 | 3万円未満 | 300円 | 300円 | 550円 |
| | 3万円以上 | 500円 | 500円 | 700円 |

(参考2)九州内中核市・政令指定都市・県庁所在市の状況(佐世保市は長崎市と同一内容であるため除く)

(税抜)

| 区 分 | | 長崎市 | 福岡市 | 北九州市 | 久留米市 | 熊本市 | 鹿児島市 | 佐賀市 | 大分市 | 宮崎市 | |
|-----|-----|-------|------|------|------|------|------|----------|------|-----|--|
| 伝送 | 自店宛 | 無 料 | 50円 | 50円 | 50円 | 無 料 | 無 料 | 金融機関と協議中 | | | |
| | 自行宛 | 50円 | 50円 | 50円 | 50円 | 100円 | 50円 | | | | |
| | 他行宛 | 112円 | 112円 | 112円 | 112円 | 162円 | 112円 | | | | |
| 帳票 | 自行宛 | 3万円未満 | 300円 | 50円 | 50円 | 50円 | 300円 | | 150円 | | |
| | | 3万円以上 | 500円 | 50円 | 50円 | 50円 | 500円 | | 250円 | | |
| | 他行宛 | 3万円未満 | 550円 | 112円 | 112円 | 112円 | 600円 | | 300円 | | |
| | | 3万円以上 | 700円 | 112円 | 112円 | 112円 | 800円 | | 400円 | | |

3 財源内訳

| 事業費 | 財 源 内 訳 | | | | |
|--------------|---------|---------|---------|---------|--------------|
| | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 千円 33,482 | 千円 - | 千円 - | 千円 - | 千円 - | 千円 33,482 |

※内国為替制度運営費分については、普通交付税措置の対象となる。

各都道府県会計管理者
 各都道府県財政担当部長
 各都道府県税務担当部長
 各都道府県市区町村担当部長
 各指定都市会計管理者
 各指定都市財政担当局長
 各指定都市税務担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長
 (公印省略)

総務省自治税務局企画課長
 (公印省略)

指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費
 の取扱い等について (通知)

「規制改革実施計画」(令和3年6月18日閣議決定)において、「総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す」こととされています。

我が国の社会経済活動全般のデジタル化を図ることは、国民生活の利便性を向上させるとともに、行政機関や民間事業者等の効率化を目的とするものであり、地方公共団体が公金を収入する手続についても、地方公共団体の歳入に係る納入義務者が当該歳入を地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に地方公共団体の歳入等の納付に関する事務を行わせることができる仕組み(以下「指定納付受託者制度」という。)を導入すること等の公金の収入に係る手続をデジタル化していく取組を推進していくことが重要です。

地方自治法第235条の規定に基づき地方公共団体が指定する金融機関である地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第6項の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに収納事務取扱金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に取り扱わせている公金の収納又は支払の事務(以下「公金収納等事務」という。)についても同様に、地方公共団体及び指定金融機関等を通じて公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化を図ってい

くことが重要であり、地方公共団体と指定金融機関等に共通して公金収納等事務に要する経費負担の軽減が図られることが期待されるものです。

もとより、地方公共団体と指定金融機関等との間の経費負担については、両者間の契約等において定められるものであり、指定金融機関等が様々な公金収納等事務その他の地方公共団体に関連する業務を行っている中において指定金融機関等の利益とコストを総合的に勘案して決定されるべきものですが、一方で、社会経済活動全般のデジタル化に向けた新たな決済システムの整備・運営、金利の現況等の指定金融機関等を巡る環境は大きく変化してきています。また、規制改革推進会議投資等ワーキンググループ(令和3年2月16日)において、指定金融機関等における公金収納等事務は書面・対面をベースとした非効率・高コストな業務が多いとも指摘されており、これらのことに留意して公金収納等事務に係る経費負担を検証し見直しをしていくことが重要です。

各地方公共団体におかれては、これらの情勢を踏まえて、下記の事項に留意の上、公金収納等事務のデジタル化を推進していくことと併せて、現時点における公金収納等事務についての適正な経費負担となるような見直しを行い、公金収納等事務の効率化・合理化を通じて、国民生活の利便性の向上及び社会経済活動全般の効率化を図るようお願いします。

また、都道府県にあつては指定都市を除く市区町村にもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 公金収納等事務の経費負担の見直しに当たって

公金収納等事務に要する経費負担については、その原資は税等の住民の負担となるものであることから、その適正な見直しが行われるためには、例えば、地方公共団体及び指定金融機関等のそれぞれにおける当該公金収納等事務に要するコスト構造を互いに「見える化」するよう努めること等により、地方公共団体は住民に対する説明責任を果たすとともに、指定金融機関等は地方公共団体の求めに応じて必要な情報を提供するよう努めることが望ましいこと。

なお、このことは、指定金融機関等に対しても、一般社団法人全国銀行協会から「総務省「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について(通知)」のご送付等について」(2022年3月29日付け2022事会第29号)(別添1)により、同旨の周知が図られていること。

(略)

(略)

3. 決済インフラの合理化・効率化に向けた取組について

銀行等の金融機関においては、決済インフラの合理化・効率化に向けて、以下に掲げる取組を実施しているところであり、公金収納等事務のコスト構造の把握において参考とされたいこと。

(1) 内国為替制度運営費の導入について

銀行間の為替取引において仕向銀行（送金元）が被仕向銀行（送金先）に対して支払うこととされ、個別銀行間の協議により定めた手数料である銀行間手数料は、「成長戦略実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）等を踏まえ、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」へ移行することとされ、これにより、地方公共団体における銀行間の為替取引を伴う公金の支出（給与・賞与の支給に係るものは除く。）についても、これまで無料であった仕向銀行における手数料負担が令和6年10月から1件62円（税別）へ変更となること。

(以下略)

各位

一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク

為替取引に係る銀行間手数料の見直しについて

当法人（理事長：岩本秀治）は、成長戦略実行計画等*1において、銀行間手数料*2を全銀ネットが定める仕組みに統一し、コストを適切に反映した合理的な水準への引き下げを実施する旨が明記されたことを受け、本日開催した理事会において、「内国為替制度運営費」を創設することといたしました*3。

「内国為替制度運営費」は、内国為替制度を安定的に運営するため、仕向銀行から被仕向銀行に対して支払われる費用であり、当該費用の設定に当たっては、被仕向銀行が受取口座への入金等の為替処理を行うために必要となる費用等を適切に反映した社会通念上合理的な水準といたします（詳細は別紙ご参照）。また、これに伴い、銀行間手数料は廃止いたします。

当法人は、社会インフラである内国為替制度の運営者として、内国為替制度および全銀システムの適切かつ安定的な運営を堅持しつつ、為替取引の利用者や金融機関のニーズならびに社会的要請を踏まえて、引続き制度およびシステムの高度化等に取り組んで参ります。

以上

*1 令和2年7月17日（金）に閣議決定された、「成長戦略実行計画」および「成長戦略フォローアップ」（詳細は、成長戦略ポータルサイト <https://www.kantei.go.jp/jip/singi/keizaisaisei/portal/>を参照）。

*2 為替取引に当たって仕向銀行から被仕向銀行に対して支払われる、個別銀行間の協議により定めた手数料であり、為替取引の性質等を踏まえると、銀行間の委任事務処理（振込の場合は、受取口座への入金処理等）に要する費用と解されている。
なお、銀行間手数料の費用体系は、為替取引の種類に応じて扱いが異なり、「QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書」（公正取引委員会）によると、一般の振込で3万円未満が117円（税抜）、3万円以上が162円（税抜）とされている。

*3 関係当局の認可が得られることが前提。

内国為替制度運営費について

1. 算定方法

内国為替制度運営費は、為替取引の被仕向処理に要するコスト（以下、「被仕向対応コスト」という。）、被仕向銀行において為替事業の継続に必要な利益相当分（以下、「為替事業利益相当分」という。）で構成するものとし算定。

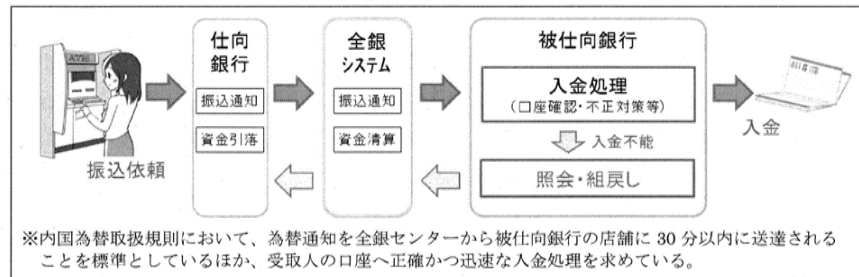
当初は、為替取引1件あたり「62円」とする。

$$62 \text{ 円} = \text{被仕向対応コスト} : 50 \text{ 円} + \text{為替事業利益相当分} : 12 \text{ 円}$$

(1) 被仕向対応コスト

被仕向対応コストは、為替取引の被仕向処理および被仕向処理の安全性・利便性等の向上に要するシステム費・人件費・物件費・全銀システム経費等の費用について加盟銀行（清算参加者）を対象として調査のうえ、その総額を為替取引の総件数で除した金額とする。

(参考 振込業務の被仕向処理イメージ)



(2) 為替事業利益相当分

一般企業と同様に、被仕向銀行においても将来的な投資に必要なコストを賄いつつ為替事業を継続するためには、一定の利益の確保が必要であることから、広く一般企業における利益相当分を内国為替制度運営費の構成要素とし、「企業活動基本調査」（経済産業省）を用いて算定する。

2. 対象

為替取引の種類や金額に関わらず被仕向対応費用が生じていることから、一律に内国為替制度運営費を設定することを原則とする。

※給与・賞与の振込については、労働基準法の例外扱いとされていることを踏まえ、内国為替制度運営費の設定が受取人（労働者）の利便性に影響を及ぼすことのないよう、設定対象外（無料）とする。

3. 適用開始時期

令和3年10月1日（金）

※国庫金・公金の適用開始時期については、仕向銀行(指定金融機関)において内国為替制度運営費を賄うための対応・調整等に相応の期間を要すること等を踏まえ、令和6年10月1日とする。

4. 見直しサイクル

内国為替制度運営費が社会通念上合理的な水準であることを維持するため、5年に一度、被仕向対応コストおよび為替事業利益相当分を算定のうえ見直しを行う。

※次回は令和7年度に内国為替制度運営費の見直しを行い、令和8年10月から適用する。

以 上